

令和5年5月吉日

保護者 各位

上市町立相ノ木小学校
校長 草野 剛

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の
学校における対応等について（お知らせ）

立夏の候 保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本校教育の推進にご協力・ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなります。それを受けて、これまでの感染防止に向けた対応等につきまして、下記のように変更となります。保護者の皆様にも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 コロナウイルス罹患者の出席の扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発症後5日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、発症日を0日目として原則として5日間は出席停止となります。5日以内に症状が治まっても原則として出席はできません。なお、5日目を過ぎても症状が続いていた場合は、症状が治まって、24時間程度経過するまで出席停止の期間を延長します。

また、これまで、感染したり感染させたりする不安があるという理由による欠席も出席停止としておりましたが、5月8日以降は、合理的な理由がある特別な場合を除いて、出席停止とはなりません。

さらに、登校してからも、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用や咳エチケットを心がけてください。

2 濃厚接触者について

インフルエンザと同様の扱いとなるため、家族が罹患した場合も、濃厚接触者には特定されません。そのため、登校や外出を控える必要はありません。ただ、家庭内では、できるだけ接触を控える等の感染防止対策を行ってください。

3 その他

学校では、引き続き、手指消毒や換気等の感染防止対策を実施し、対面による給食は当分の間、行わないこととします。ご家庭でもお子様の健康状態の把握に努めていただくようお願いいたします。